平成２３年（フ）第１０９６２号
埼玉県越谷市東越谷８丁目42―１―307
破産者　砂山外志男
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１００３号
東京都杉並区和田１丁目39―27―８
破産者　小美濃和仁
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０１６号
東京都狛江市岩戸南３―27―７、住民票上の住所東京都狛江市岩戸南４丁目22―６
破産者　猪田みどり
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０４０号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目13―44―101
破産者　野澤　一浩
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９６１号
東京都文京区千石４丁目42―８―701
破産者　伊藤　正樹
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５５号
東京都中央区銀座２丁目５番８号GM―Gビル
破産者　グローバル・ブランズ・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６７３号
埼玉県さいたま市南区南浦和１丁目８番７号
破産者　株式会社櫂
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８００号
東京都豊島区池袋本町３丁目21―15
破産者　小圷　　厚
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６４１号
千葉県松戸市新松戸３丁目３－２　Ａ―1104
破産者　大須賀　修
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８１３号
東京都墨田区錦糸４丁目11番５号
破産者　株式会社東京大風印刷
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１８６号
千葉県松戸市松戸1704―201
破産者　小野　裕宏
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６１４号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺東３丁目８－７
破産者　高田　隆子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６２７号
神奈川県相模原市緑区西橋本２丁目21―20―507
破産者　土肥　大祐
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３１３号
神奈川県横浜市青葉区元石川町4094―４、開始決定時の住所千葉県香取市佐原イ153
破産者　齋藤　　健
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０７１号
東京都足立区千住曙町41―２―610　シテヌーブ北千住30
破産者　本田きよ子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０７２号
東京都足立区千住曙町41―２―610　シテヌーブ北千住30
破産者　本田　　昇
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２１３号
東京都大田区山王１丁目１番８号山王ハマセイホウ108号
破産者　中央石材株式会社
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４８２号
東京都台東区根岸５丁目13番14号内田ビル１階
破産者　有限会社三栄製本
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４８３号
東京都板橋区向原２丁目１―18―201
破産者　佐々木一男
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５７５号
東京都足立区一ツ家３丁目19番４号
破産者　有限会社オリエント巧房
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５７６号
東京都足立区保木間１丁目４－６―302
破産者　近藤　　宏
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部